

〔個人情報保護についての学習会〕 木幡先生を囲んで 2010 / 1 / 23

個人情報保護法成立の過程

- ・ 個人情報をもぐる権利/人権の概念について

プライバシー権

- ・ ほっといてほしい
 - ・ 国や自治体からの干渉を拒む
- 1960年代に認められる

人格権 ... 思想・信条の自由は明文があり認めているが、新しい人権である人格権を最高裁は認めていない。

プライバシー保護と情報社会における個人情報流出への対処として、個人情報保護法が成立する。

- ・ 1960年代
日本では、小説におけるプライバシーが問題になり、アメリカではコンピューター社会の到来と共にプライバシー保護が問題になった。
- ・ 1970年代
アメリカ・ヨーロッパで個人情報保護法制定
日本では、自治体による個人情報保護条例制定の動き
- ・ 1980年代
OECD八原則が成立
- ・ 1988年
日本 「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」制定 ← 88年法 情報公開法を念頭に置いたもの
- ・ 1990年代
神奈川県が個人情報保護条例制定
- ・ 2003年
日本 個人情報の保護に関する法律 関連5法制定
個人情報保護に関する研修をしなければならない←やってない、
指導要録の書き方、書式が変更になったことについては指示有り←開示要求に備えて

個人情報保護法とは

- ・ 個人情報の保護に関する法律〔基本法〕文部科学省の指針
- ・ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 88年法
- ・ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 88年法の拡大
- ・ 情報公開・個人情報保護審査会設置法
- ・ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行の伴う関係法律の整備等

に関する法律

個人情報の保護に関する法律

1988年制定、最終改正は2009年

OECD八原則に対応したものになっている。

[特徴]

- ・ 目的に人格権が入っていない。
- ・ 基本理念の条項に「人格尊重の理念」と入れたが人権としては弱い書き方。

【条文と実務の関係】

- ・ 第18条：利用目的を本人に通知し、または公表しなければならない。
- ・ 第20条：同窓会名簿、教職員名簿、連絡網などの取り扱い方について決めておかなければならない。
- ・ 第21条：学校図書館事務を行う人に対し、個人情報の取り扱いについて校長が監督しなければならない。

学校司書は任務の規定がないため誰が何を監督するか不明。

学校図書館と個人情報保護

1 貸出記録とその利用

- ・ 貸出記録は「思想・信条等の個人情報（個人が特定できる情報）」か
→ 神奈川県...直接思想や信条を聞いていない貸出記録は非該当
- ・ コンピューター処理における問題
→ 情報の一定期間保持、保持期間における管理
- ・ 図書館の自由に関する宣言 図書館員の倫理綱領との関係

2 情報管理責任

- ・ 教育者としての教員か.....教育上必要な情報がある。
- ・ 事務職か.....行政上のルールに従う。
- ・ 委託か

児童・生徒の思想・信条の保護の気持ちが大事

人格 = プライバシー、良心、信条、思想

[まとめ]

日本の個人情報保護法は、電子情報化が進むに従って整備されていったという特徴があり、電子情報の個人情報に比重がかかっている。けれども、そもそもの個人情報保護の意義は、人間としての尊厳—とくに思想・良心の自由と人格権が侵害されないことにある。この点、学校図書館においても、利用者の思想・良心の自由と人格権保護のため、読書記

録や利用記録のあり方が現場において検討される必要があり、行政と管理職はそれを推進責務がある。